

# 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の 第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の 認可再申請に関する説明 (令和元年度の将来原価接続料等の再算定)

- ① 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定
- ② 総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定誤りの是正
- ③ 通信用建物の料金算定の誤りの是正(西日本電信電話株式会社のみ)
- ④ フレキシブルファイバの取扱いの適正化

令和元年6月

## 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定

総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定誤りの是正

通信用建物の料金算定の誤りの是正（西日本電信電話株式会社のみ）

フレキシブルファイバの取扱いの適正化

光ファイバの経済的耐用年数については、本審議会においても、「現行の耐用年数が採られてから既に10年近くが経過しようとしていることに鑑み、…見直しに向けて早期に対応する必要がある」などとしてきたところ（※1）であるが、総務省に対する報告（※2）によると、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」及び「光ファイバの撤去率」をもとにした耐用年数の推計結果を踏まえ、総合的に検討した結果、以下「1. 耐用年数」の表に掲げるとおり令和元年度期首より見直すこととしたとのことであり、将来原価方式により算定されている以下「2 改定対象となる接続機能」の表に掲げる機能について、令和元年度接続料が再算定、再申請された。（将来原価の予測の合理性を維持するため、既に予測され認可された令和元年度の原価等の変更が必要となる）

※1: 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成30年度の接続料の新設及び改定等）について」（資料87-1）考え方5

※2: 令和元年6月17日付け東経企営第19-00043号（NTT東日本）、同日付け西企営第48号（NTT西日本）

## 1. 耐用年数

	現行	見直し後
架空光ファイバ	15年	20年
地下光ファイバ	21年	28年
海底光ファイバ	13年	21年

## 2. 改定対象となる接続機能

機能名
端末回線伝送機能（光信号端末回線にて伝送を行う機能）
端末回線伝送機能（光信号主端末回線にて伝送を行う機能）
端末回線伝送機能（複数年段階料金を適用するもの）
端末回線伝送機能（端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能）
一般中継系ルータ交換伝送機能
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能※
一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能※
閉門交換機接続ルーティング伝送機能※
イーサネットフレーム伝送機能

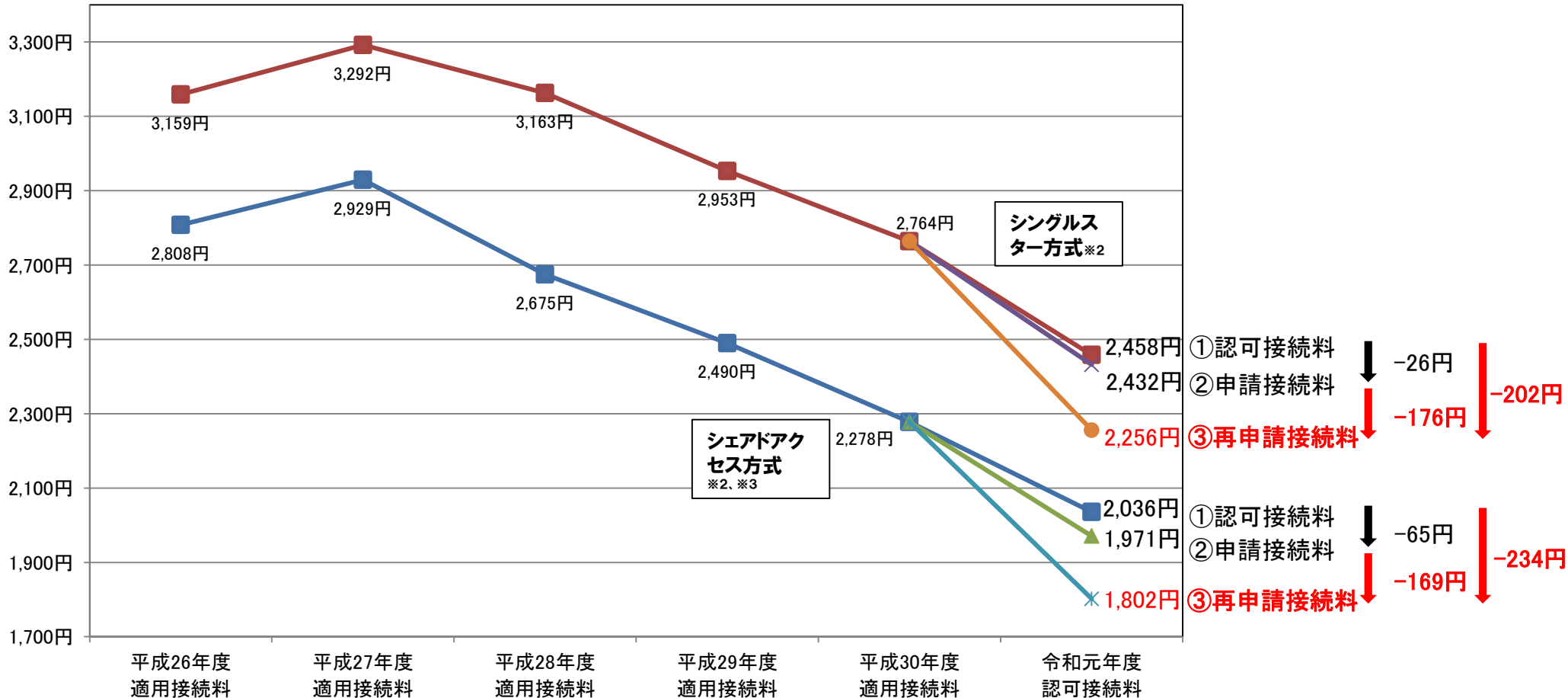
※法定機能を組み合わせて算出されている適用接続料

# 加入光ファイバ接続料の推移(1)

○ NTT東日本・西日本の加入光ファイバ接続料について、①平成28年度認可の今年度適用金額、②平成31年3月に申請された今年度適用金額(※1)及び③今回再申請された今年度適用金額を比較するとともに、6年分の推移を表すと、以下のとおり。

※1:平成29年度における収入と原価の差額に係る見込値と実績値の乖離額を、令和元年度の接続料原価に算入することについて、3条許可が申請された。

## 【NTT東日本】

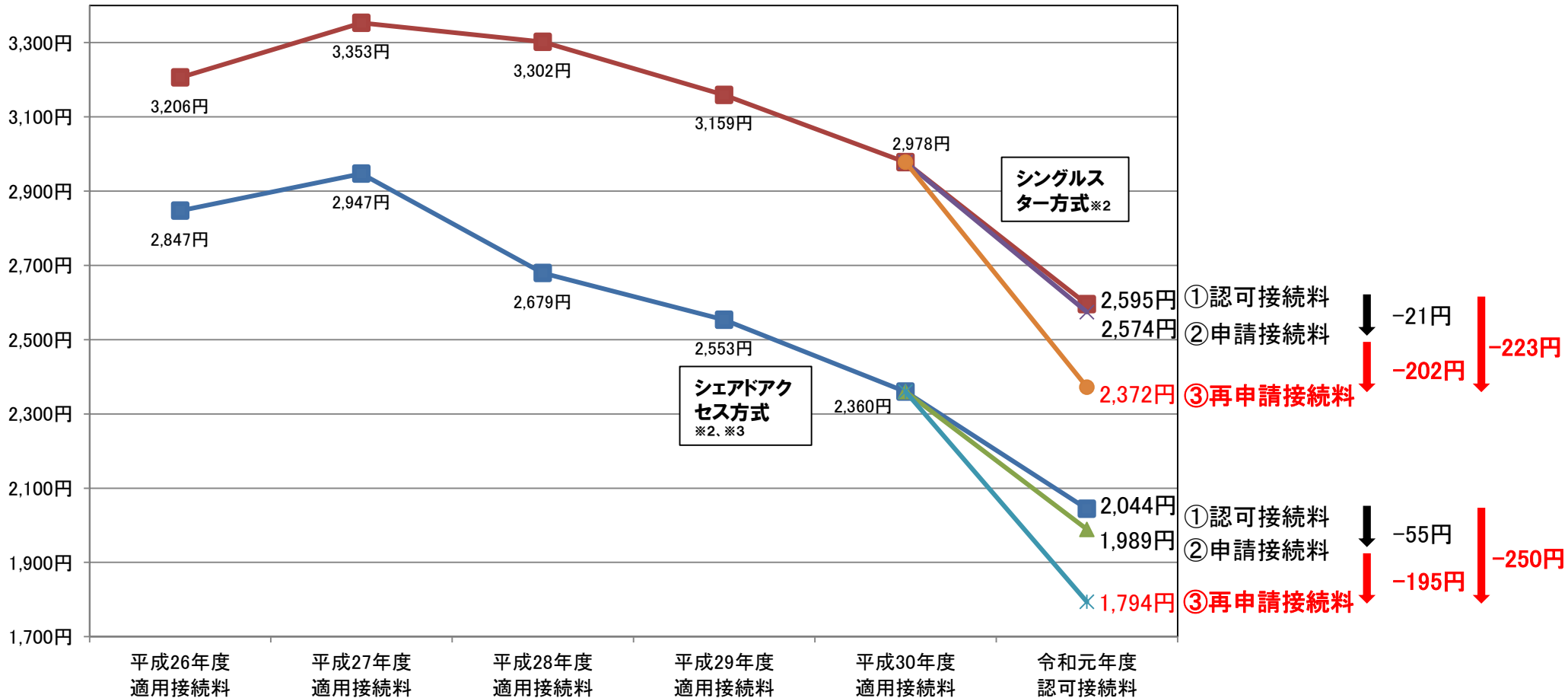


※2 施設設置負担金加算料を含む。

※3 シェアドアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定(認可済の令和元年度接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成28年度適用接続料(東:75円、西60円)であり、令和元年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は令和元年度適用接続料(東:31円、西:21円))。

# 加入光ファイバ接続料の推移(2)

【NTT西日本】



※2 施設設置負担金加算料を含む。

※3 シェアドアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定(認可済の令和元年度接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は令和元年度適用接続料(東:75円、西60円)であり、令和元年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は令和元年度適用接続料(東:31円、西:21円))。

# シェアドアクセス方式に係る接続料(令和元年度)

○ NTT東日本・西日本が設置する加入光ファイバ(シェアドアクセス方式)の各種設備(光屋内配線～主端末回線)を、他の電気通信事業者が接続ルールに従って利用する場合に支払うべき接続料は、再申請では次のとおり。

〔収容数別に見た接続料の合計額(NTT東日本の場合)〕

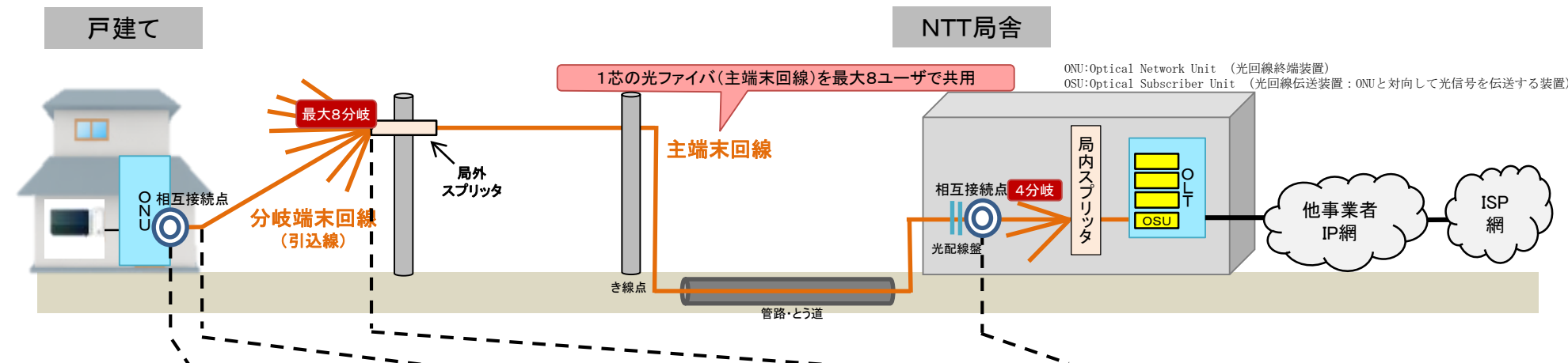
収容数	接続料合計	収容数	接続料合計
1	2,428円(2,951円)	5	986円(1,129円)
2	1,527円(1,812円)	6	926円(1,053円)
3	1,227円(1,432円)	7	883円(998円)
4	1,077円(1,243円)	8	851円(958円)

※括弧内はH30年度接続料

〔収容数別に見た接続料の合計額(NTT西日本の場合)〕

収容数	接続料合計	収容数	接続料合計
1	2,555円(3,135円)	5	1,120円(1,247円)
2	1,658円(1,955円)	6	1,060円(1,168円)
3	1,359円(1,562円)	7	1,017円(1,112円)
4	1,210円(1,365円)	8	985円(1,070円)

※括弧内はH30年度接続料



申請接続料※1	光屋内配線加算額※2	光信号分岐端末回線	回線管理運営費	光信号主端末回線
NTT東日本	186円(189円) /分岐端末回線	399円(440円) /分岐端末回線	41円(44円) /分岐端末回線	1,802円(2,278円) /主端末回線
NTT西日本	178円(178円) /分岐端末回線	513円(517円) /分岐端末回線	70円(80円) /分岐端末回線	1,794円(2,360円) /主端末回線

(括弧内はH30年度接続料)

※1 光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。

※2 光屋内配線加算額は、引込線と一体として設置される場合にのみ適用される。

# 光ファイバの耐用年数の見直し等に伴う将来原価接続料の算定について(1)

○ 加入光ファイバ以外も含めて、将来原価接続料に関し、平成31年3月の認可申請における金額と、耐用年数の見直しを反映させた金額を比較すると、以下のとおり。

## 【NTT東日本】

(単位:円)

機能名	単位	①反映後 接続料※1	②当初申請 接続料	影響額		③平成30年度 接続料	
				①-②	(①-②)/③ (単位:%)		
光信号端末回線伝送機能 (加入光ファイバ)	(光信号端末回線にて伝送を行う機能※2)	1回線ごとに月額	2,256	2,432	▲176	▲6.4%	2,764
	(光信号主端末回線にて伝送を行う機能※2)	1回線ごとに月額	1,802	1,971	▲169	▲7.4%	2,278
	(複数年段階料金を適用するもの)	1回線ごとに月額	1,611	1,736	▲125	▲6.3%	1,980
	(端末回線を收容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能)	1回線ごとに月額	3,560	3,742	▲182	▲4.4%	4,149
一般中継系ルータ交換伝送機能 (NGNの中継ルータ及び伝送路)	(優先クラスのもの) 1Mbitまでごとに月額	0.00018151	0.00018161	▲0.00000010	▲0.0%	0.00020210	
一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能 (收容局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	一般收容局ルータにおける1IP通信網收容装置ごとに月額	1,204,917	1,205,161	▲244	▲0.0%	1,348,049	
一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	1ポートごとに月額	4,812,500	4,812,500	0	0.0%	5,041,667	
関門交換機接続ルーティング伝送機能※3 (IGS接続(ひかり電話))	3分ごとに	1.31	1.31	0.00	0.0%	1.40	
イーサネットフレーム伝送機能(NTT東日本・西日本のみ) (イーサネット)	単位料金区域ごとに月額	371,717	371,817	▲100	▲0.0%	412,026	

※1 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う影響を反映した料金額。総務省の音声トラフィックの統計誤りによるNGN接続料算定に用いられる需要誤りの是正に伴う影響については、反映していない。

※2 施設設置負担金加算料を含む。

※3 中継交換機能はLRIC機能により算定。令和元年度単金は3分あたり0.20円。

# 光ファイバの耐用年数の見直し等に伴う将来原価接続料の算定について(2)

【NTT西日本】

(単位:円)

機能名	単位	①反映後 接続料※1	②当初申請 接続料	影響額		③平成30年度 接続料	
				①-②	(①-②)/③ (単位:%)		
光信号端末回線伝送機能 (加入光ファイバ)	(光信号端末回線にて伝送を行う機能※2)	1回線ごとに月額	2,372	2,574	▲202	▲6.8%	2,978
	(光信号主端末回線にて伝送を行う機能※2)	1回線ごとに月額	1,794	1,989	▲195	▲8.3%	2,360
	(複数年段階料金を適用するもの)	1回線ごとに月額	1,570	1,703	▲133	▲6.6%	2,020
	(端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能)	1回線ごとに月額	4,304	4,512	▲208	▲4.3%	4,796
一般中継系ルータ交換伝送機能 (NGNの中継ルータ及び伝送路)	(優先クラスのもの)	1Mbitまでごとに月額	0.00022798	0.00022828	▲0.00000030	▲0.1%	0.00028088
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能 (収容局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	一般収容局ルータにおけるIIP通信網収容装置ごとに月額	1,602,938	1,603,767	▲829	▲0.0%	1,712,989	
一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	1ポートごとに月額	4,270,833	4,270,833	0	0.0%	4,229,167	
関門交換機接続ルーティング伝送機能※3 (IGS接続(ひかり電話))	3分ごとに	1.465	1.467	▲0.001	▲0.1%	1.62	
イーサネットフレーム伝送機能(NTT東日本・西日本のみ) (イーサネット)	単位料金区域ごとに月額	514,463	514,563	▲100	▲0.0%	535,616	

※1 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う影響を反映した料金額。総務省の音声トラフィックの統計誤りによるNGN接続料算定に用いられる需要誤りの是正に伴う影響については、反映していない。

※2 施設設置負担金加算料を含む。

※3 中継交換機能はLRIC機能により算定。令和元年度単金は3分あたり0.20円。



光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定

総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定誤りの是正

通信用建物の料金算定の誤りの是正(西日本電信電話株式会社のみ)

フレキシブルファイバの取扱いの適正化

- NGN接続料(IGS接続)の需要の予測値は、前々算定期間のひかり電話のトラヒック実績を基に、ひかり電話施設数の増加や他の通信先施設数の変動等を加味して算定する(原価算定根拠)とされ、より具体的には、1加入当たりトラヒック(通信回数)変動率としては、総務省公表のトラヒック値により固定発着の1加入当たり通信回数を推測(※1)する方法が採られ、その対前年変動率の平成20年度以降の平均(平成31年3月の申請接続料では、平成29年度までの10年平均)が採用されている。
- これについて、総務省公表のトラヒック値(平成30年1月31日公表)に誤りがあり、認可申請後、平成31年3月26日に修正値が公表されたため、当該修正を反映する必要が生じた。また、認可申請時には未公表であった平成29年度の値が同時に公表されたため、それを併せて反映することが適当であることにもなった。
- これらの修正については、今回の再申請において対応するよう、総務省から要請(※2)し、反映されている。
- なお、影響は下表のとおり軽微である。

※1: 次々頁のとおり、総務省調査「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」を使用して推測。平成29年度については同調査結果が申請時に未公表(平成31年3月26日公表)であったため平成27・28年度の平均で外挿。

※2: 「令和元年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請)」(令和元年6月21日付け総基料第38号)

【NTT東日本】

(単位:円)

機能名	単位	①再申請 接続料	②当初申請 接続料	影響額		③平成30年度 接続料
				①-②(内、音声トラヒック統計誤り修正の影響額)	(①-②)/③ (単位:%)	
一般中継系ルータ交換伝送機能 (NGNの中継ルータ及び伝送路)	(優先クラスのもの) 1Mbitまでごとに 月額	0.00018151	0.00018161	▲0.00000010 (▲0.00000000)	▲0.0% (▲0.0%)	0.00020210
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能 (収容局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	一般収容局ルータに おける1P通信網収容 装置ごとに月額	1,204,897	1,205,161	▲264 (▲20)	▲0.0% (▲0.0%)	1,348,049
一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	1ポートごとに月 額	4,812,500	4,812,500	0 (0)	0.0% (0.0%)	5,041,667
関門交換機接続ルーティング伝送機能※ (IGS接続(ひかり電話))	3分ごとに	1.311	1.314	▲0.003 (▲0.003)	▲0.2% (▲0.2%)	1.40

※ 中継交換機能はLRIC機能により算定。令和元年度単金は3分あたり0.20円。

# 総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定に用いられる需要誤りの是正について(2)

【NTT西日本】

(単位:円)

機能名	単位	①再申請 接続料	②当初申請 接続料	影響額		③平成30年度 接続料
				①-② (内、音声トラヒック統計誤り修正の影響額)	(①-②)/③ (単位:%)	
一般中継系ルータ交換伝送機能 (NGNの中継ルータ及び伝送路)	(優先クラスのもの) 1Mbitまでごとに 月額	0.00022798	0.00022828	▲0.00000030 (▲0.00000000)	▲0.1% (▲0.0%)	0.00028088
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能 (収容局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	一般収容局ルータに おける1IP通信網収容 装置ごとに月額	1,602,938	1,603,767	▲829 (▲0)	▲0.0% (▲0.0%)	1,712,989
一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	1ポートごとに月 額	4,270,833	4,270,833	0 (0)	0.0% (0.0%)	4,229,167
関門交換機接続ルーティング伝送機能※ (IGS接続(ひかり電話))	3分ごとに	1.462	1.467	▲0.004 (▲0.003)	▲0.3% (▲0.2%)	1.62

※ 中継交換機能はLRIC機能により算定。令和元年度単金は3分あたり0.20円。

- 設備管理運営費の予測値は、基本として、前々算定期間(2年前)の実績値を基にして取得固定資産の増減率等と効率化率(毎年度▲3%)を加味して算定。(装置本体等の減価償却費は投資額を考慮して個別に算定。その他具体的方法は網使用料算定根拠に記載)
- 需要の予測値は、前々算定期間のひかり電話のトラフィック実績を基に、ひかり電話施設数の増加や他の通信先施設数の変動等を加味して算定する(原価算定根拠)とされ、より具体的には、以下の方法を採用。
- いずれの方法も、平成20(2008)年度適用接続料の算定で採用された後、基本的に変更されることなく継続している。

## 【IGS接続の通信回数の予測値の算定方法】(通信時間も同様の方法で算定)

呼の類型別に、前々算定期間のそれぞれの実績値に対して、それぞれ次の各変動率を合算したものを乗じて予測値を算定。

呼の類型	ひかり電話施設数の変動率		通信先施設数の変動率 (⇔の下に記載の電話種類の施設数の変動率)		1加入当たりトラフィック(通信回数)変動率	
	個別／共通 (類型ごとの値かどうか)	算定方法	個別／共通	算定方法	個別／共通	算定方法
NGNひかり電話⇔NTT東日本の固定電話	共通	NTT法の総務大臣認可を受け事業計画に記載の値を採用(この表で単に「事業計画値」という)	個別	事業計画値	共通	総務省公表のトラフィック値により固定発着の1加入当たり通信回数を推測(※)し、その対前年変動率の平成20年度以降の平均(今回申請接続料では、平成29年度までの10年平均) ※総務省調査「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」を使用して推測。
NGNひかり電話⇔NTT西日本の固定電話	共通		個別	事業計画値	共通	
NGNひかり電話⇔他事業者	共通		個別	総務省公表の契約数を使いNTT東西以外の施設数を算定した上でその前々算定期間まで3年間の増減数の平均値で直近2年を外挿	共通	

光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定

総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定誤りの是正

通信用建物の料金算定の誤りの是正（西日本電信電話株式会社のみ）

フレキシブルファイバの取扱いの適正化

## 通信用建物の料金算定の誤りの是正(西日本電信電話株式会社のみ)(1)

○ 通信用建物の年額料金(コロケーションのスペース代の一部)について、NTT西日本から総務省に対し、平成31年3月に認可申請した金額に誤りがあったため再申請を行うとの報告があった(※1)。具体的には、今年度より算定作業効率化の観点から、通信用建物料金において算定用ツールを導入したところ、通信用建物の正味固定資産価額を算定するプロセスにおいて、ロジックエラーにより(1)本来控除すべき原価要素の一部(二重床)の控除漏れ(※2)及び(2)原価要素の一部の積算漏れが生じたとのことである。

○ NTT西日本は、発覚・判明後速やかに事象の内容及び本来の金額を一般公表するとともに全ての接続事業者に周知しており、また、算定用ツールの導入・変更時の正常性確認作業の抜本的見直し(過去データを用いた動作検証等)、補正が必要な場合の算定ツール等による対応の徹底などの抜本的な再発防止策を講ずるとしている。

○ なお、NTT西日本からは、コロケーション料金のうち通信用建物料金のみが再申請となることで認可が行われた際の遡及精算が二度にわたるため、接続事業者の事務処理負担を軽減する観点から、コロケーション料金全体が再申請に係る認可が行われた後の実施となるよう補正申請(本年3月の申請に対する補正)が実施され、これを認可している(令和元年6月25日付け総基料第42号)。

○ 平均額、総額における影響額は、次のとおり。NTT西日本全体の2715箇所の通信用建物のうち、影響を受けたのは1283箇所。

※1: 令和元年6月17日付西設相制第000040号。接続事業者の指摘で発覚したとのこと。

※2: 手作業による補正も適切に行われなかったとのことである。

### (1) 通信用建物の料金(平均額)への影響額

(年額、単位:円/m<sup>2</sup>、【】内は調整額加算前の数値)

区分	再申請予定料金	資料94-2(※)	申請値	平成30年度平均額
通信用建物 平均額	21,262円 【20,775円】	19,698円 【19,991円】	22,643円 【21,467円】	21,448円 【20,972円】
平成30年度 平均額との差分	▲186円(▲0.87%) 【▲197円(▲0.94%)】	▲1,750円(▲8.16%) 【▲981円(▲4.68%)】	1,195円(5.57%) 【495円(2.36%)】	—

※ 令和元年度適用接続料の諮問時の電気通信事業部会(第94回)において使用した説明資料(資料94-2)において、通信用建物料金の平均額としてロジックエラーのある算定用ツールで算出された数値に基づくものを使用しており、誤った金額を記載してしまっていることが判明。

(2) 総額への影響

(年額、単位：百万円)

区分	再申請予定料金 の場合	申請料金の場合	平成30年度総額
年間想定総額	1,637	1,830	1,640
平成30年度総額と の差分	▲3 (▲0.2%)	190 (▲11.6%)	—

注：平成30年度末時点における事業者のコロケーションリソース利用量より推計

光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定

総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定誤りの是正

通信用建物の料金算定の誤りの是正（西日本電信電話株式会社のみ）

フレキシブルファイバの取扱いの適正化



○ いわゆる「フレキシブルファイバ」について、省令（電気通信事業報告規則）に基づく固定端末系伝送路設備に関する定期報告について報告内容の正確性を期すよう総務省から報告義務対象事業者に対して一斉に行われた要請（※1）を受け精査した際に、NTT東日本・西日本から、「フレキシブルファイバ」に用いる伝送路設備を固定端末系伝送路設備として取り扱うべきことが判明したとの報告があった。

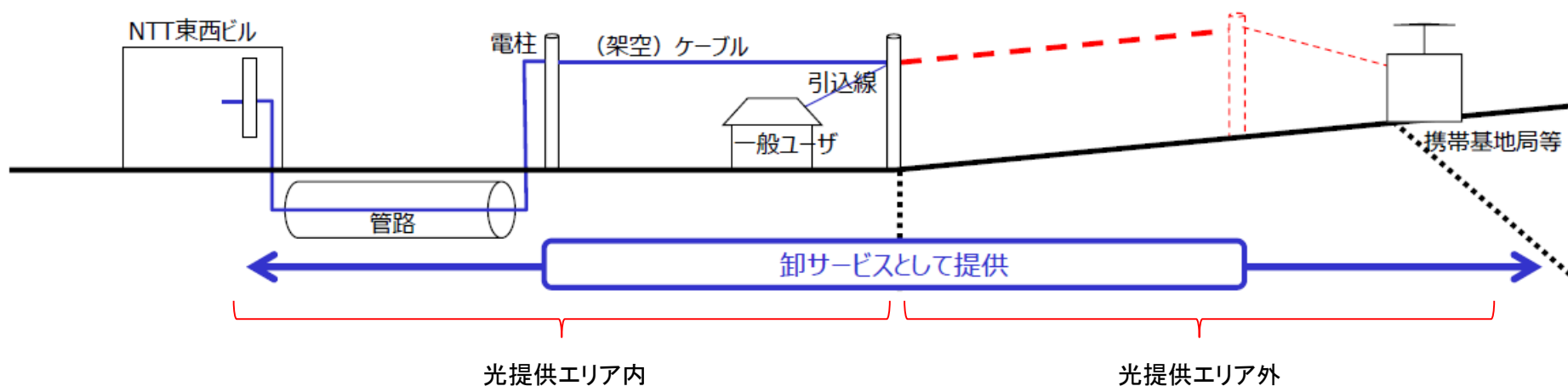
（固定端末系伝送路設備は、指定告示（平成13年総務省告示第243号）により、第一種指定電気通信設備に指定されていることから、フレキシブルファイバに用いる伝送路設備もその対象として取り扱われることとなる。）

○ NTT東日本・西日本は、同報告において、フレキシブルファイバは、既存設備が存在しないエリア（光未提供エリア）において利用事業者の要望に基づき当該利用事業者の代わりに新たに設備を構築するものであり、卸電気通信役務による提供を前提にその提供条件を定めていることから相互接続による提供は困難としており、今回あわせて、フレキシブルファイバに係る費用を接続料原価から除くとともにフレキシブルファイバを接続機能の対象外とする内容（※2）の再申請が行われた。

※1 「固定端末系伝送路設備設置状況報告について」（平成31年4月23日付け総基料第76号）

※2 第一種指定電気通信設備接続料規則第3条による許可が併せて申請された。

## フレキシブルファイバの概要



携帯電話事業者等に対し、既存設備が存在しないエリア（光未提供エリア）等において、個別設備を設置し、既存設備区間の設備と組み合わせて伝送路設備等を提供するサービス。

提供形態は、これまで、卸電気通信役務のみであり、相互接続での提供は受け付けていない。